

小松島市議会委員会条例(昭和42年小松島市条例第18号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7</u>人とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>5</u>人とする。</p> <p>3 （略）</p>	